

次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 県民の健康の増進並びにがん対策、循環器病対策及び歯科口腔保健対策を総合的に推進するため平成25年3月に策定した「健康やまがた安心プラン」を改正することを目的に、次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 「健康やまがた安心プラン」の改正に関すること
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(委員会)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員15名以内で組織する。

- (1) 保健医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 地域保健・行政関係者
- (4) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員が会議に出席できない場合は、委員長は、代理の者の出席を認めることができる。
- 3 委員長は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 委員会に、必要に応じ、特定の事項について調査検討させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、委員長が指名する委員及びその事項について専門的知識を有する者のうちから知事が委嘱又は任命する委員で構成する。
- 3 部会に、部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会で調査検討した結果については、委員会に報告するものとする。
- 5 第5条の規定は、部会に準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会等の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月26日から施行する。

次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会名簿

| 所属 | 職名 | 氏名 |
|--------------------------|-----------|------|
| 山形大学大学院医学系研究科公衆衛生学・衛生学講座 | 教授 | 今田恒夫 |
| 山形県立米沢栄養大学健康栄養学科 | 教授 | 北林蒔子 |
| 山形大学医学部内科学第一講座 | 教授 | 渡辺昌文 |
| 山形県立保健医療大学看護学科 | 教授 | 菅原京子 |
| 一般社団法人山形県医師会 | 副会長 | 三條典男 |
| 一般社団法人山形県歯科医師会 | 副会長 | 鈴木基 |
| 公益社団法人山形県看護協会 | 会長 | 若月裕子 |
| 一般社団法人山形県薬剤師会 | 常務理事 | 星利佳 |
| 公益社団法人山形県栄養士会 | 副会長 | 茂木正史 |
| 公益財団法人やまがた健康推進機構 | 専務理事 | 渡邊一夫 |
| 全国健康保険協会山形支部 | 企画総務グループ長 | 齋藤義輝 |
| 高島町健康長寿課 | 主任保健師 | 佐藤翔子 |
| 一般社団法人山形県介護支援専門員協会 | 事務局長・理事 | 沼澤弘喜 |
| 山形県総合型地域スポーツクラブ協議会 | 副代表 | 今井徹 |

次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会 健康増進部会運営要領

(目的)

第1条 次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会（以下「委員会」という。）は、次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会設置要綱第6条に基づき、委員会に健康増進部会（以下「部会」という。）を置き、「山形県健康増進計画（第3次）」（以下「県計画」という。）の策定並びに県民の生活習慣及び社会環境の改善並びに生活習慣病の発症予防と重症化予防に必要な調査検討を行うものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) 県民の生活習慣及び社会環境の改善並びに生活習慣病の発症予防と重症化予防に関すること

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって構成し、部会長は、委員会の委員長が指名する。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課内に置き、部会の庶務を処理する。

2 部会の事務局長は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

(別表)

健康増進部会名簿

| 区分 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|-----|---------------------------|---------|-------|
| 部会長 | 山形大学大学院医学系研究科公衆衛生学・衛生学講座 | 教授 | 今田恒夫 |
| 委員 | 山形県立米沢栄養大学健康栄養学科 | 教授 | 北林蒔子 |
| | 一般社団法人山形県医師会 | 副会長 | 間中英夫 |
| | 公益財団法人やまがた健康推進機構 | 専務理事 | 渡邊一夫 |
| | 山形県国民健康保険団体連合会 | 事務局長 | 武田政義 |
| | 山形県小・中・高等学校教育研究会養護教諭連絡協議会 | 会長 | 土屋隆子 |
| | 置賜建設株式会社 | 代表取締役 | 川野敬太郎 |
| | 一般社団法人山形県地域包括支援センター等協議会 | 理事 | 梅津宏明 |
| | 山形県総合型地域スポーツクラブ協議会 | 副代表 | 今井徹 |
| | 庄内町保健福祉課 | 主査兼保健師長 | 高田美幸 |

次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会 がん対策部会運営要領

(目的)

第1条 次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会（以下「委員会」という。）は、次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会設置要綱第6条に基づき、委員会にがん対策部会（以下「部会」という。）を置き、「山形県がん対策推進計画（第4次）」（以下「県計画」という。）の策定及び本県のがん対策の推進に必要な調査検討を行うものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) 本県のがん対策の推進に関すること

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって構成し、部会長は、委員会の委員長が指名する。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課内に置き、部会の庶務を処理する。

2 部会の事務局長は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

(別表)

がん対策部会名簿

| 区分 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|-----|-----------------------------------|-------|---------|
| 部会長 | 一般社団法人山形県医師会 | 副会長 | 三 條 典 男 |
| 委 員 | 山形大学医学部産科婦人科学講座 | 教授 | 永 瀬 智 |
| | 日本対がん協会山形支部 (公益財団法人やまがた健康推進機構) | 医療監 | 菊 地 惇 |
| | 山形県立中央病院 | 副院長 | 工 藤 俊 |
| | 一般社団法人山形県歯科医師会 | 常務理事 | 安 藤 栄 吾 |
| | 公益社団法人山形県看護協会 | 常任理事 | 後 藤 道 子 |
| | 一般社団法人山形県薬剤師会 | 常務理事 | 星 利 佳 |
| | 一般社団法人山形県放射線技師会 | 代表理事 | 鈴 木 幸 司 |
| | 山形県立米沢栄養大学健康栄養学科 | 教授 | 北 林 蒔 子 |
| | 高島町健康長寿課 | 主任保健師 | 佐 藤 翔 子 |
| | 山形済生病院虹の会 | 代表 | 佐 藤 とも子 |

次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会 循環器病対策部会運営要領

(目的)

第1条 次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会（以下「委員会」という。）は、次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会設置要綱第6条に基づき、委員会に循環器病対策部会（以下「部会」という。）を置き、「山形県循環器病対策推進計画（第2次）」（以下「県計画」という。）の策定及び本県の循環器病対策の推進に必要な調査検討を行うものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) 本県の循環器病対策の推進に関すること

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって構成し、部会長は、委員会の委員長が指名する。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課内に置き、部会の庶務を処理する。

2 部会の事務局長は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

循環器病対策部会名簿

| 区分 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|-----|------------------|-----------|---------|
| 部会長 | 山形大学医学部内科学第一講座 | 教授 | 渡辺昌文 |
| 委員 | 山形大学医学部脳神経外科学講座 | 教授 | 園田順彦 |
| | 山形県立保健医療大学看護学科 | 教授 | 菅原京子 |
| | 一般社団法人山形県医師会 | 常任理事 | 柴田健彦 |
| | 公益社団法人山形県看護協会 | 常任理事 | 田瀬裕子 |
| | 一般社団法人山形県薬剤師会 | 理事 | 常川 渉 |
| | 公益社団法人山形県栄養士会 | 副会長 | 茂木正史 |
| | 山形県医療ソーシャルワーカー協会 | 会長 | 伊藤直行 |
| | 全国健康保険協会山形支部 | 企画総務グループ長 | 齋藤義輝 |
| | 大蔵村健康福祉課 | 主任保健師 | 八 鋏 和 生 |
| | | 主婦 | 渡邊信子 |

次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会歯科口腔保健部会運営要領

(目的)

第1条 次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会（以下「委員会」という。）は、次期「健康やまがた安心プラン」策定委員会設置要綱第6条に基づき、委員会に歯科口腔保健部会（以下「部会」という。）を置き、「山形県歯科口腔保健計画（第4次）」（以下「県計画」という。）の策定及び本県の歯科口腔保健対策の推進に必要な調査検討を行うものとする。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県計画の策定に関すること
- (2) 本県の歯科口腔保健対策の推進に関すること

(組織)

第3条 部会は、別表に掲げる者をもって構成し、部会長は、委員会の委員長が指名する。

(事務局)

第4条 部会の事務局は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課内に置き、部会の庶務を処理する。

2 部会の事務局長は、山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課長とする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員会の委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。

(別表)

歯科口腔保健部会名簿

| 区分 | 所属 | 職名 | 氏名 |
|-----|---------------------|---------|-------|
| 部会長 | 一般社団法人山形県歯科医師会 | 副会長 | 鈴木 基 |
| 委員 | 一般社団法人山形県医師会 | 副会長 | 粕川 俊彦 |
| | 山形大学医学部歯科口腔・形成外科学講座 | 教授 | 飯野 光喜 |
| | 公益社団法人山形県看護協会 | 会長 | 若月 裕子 |
| | 公益社団法人山形県栄養士会 | 会長 | 柿崎 明美 |
| | 一般社団法人山形県歯科衛生士会 | 会長 | 小野 淑子 |
| | 一般社団法人山形県介護支援専門員協会 | 事務局長・理事 | 沼澤 弘喜 |
| | 全国健康保険協会山形支部 | 保険グループ長 | 中村 武司 |
| | 社会福祉法人山形福祉会 山形南保育園 | 園長 | 田中 秀明 |
| | 上山市健康推進課 | 主査 | 鍮水 麻里 |